

# 静岡県富士見中学校・高等学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日施行  
令和元年7月1日改正

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

静岡県富士見中学校・高等学校は、上記理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

静岡県富士見中学校・高等学校の基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条1項の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの現状

いじめは、年々増加しており、インターネット（スマートフォン等を使用するSNSのトラブル）を利用する問題が増加しており、これに起因する不登校などの問題が顕著である。そのための未然防止、早期発見、対処が難しくなっている。

## 第2 いじめ防止基本方針の策定等

### 1 いじめ防止基本方針の策定

静岡県富士見中学校・高等学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

### 2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

静岡県富士見中学校・高等学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成)

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生活指導課長、特活指導課長、学年主任（3人）、  
中学部長、養護教諭（2人）、教育相談室長、スクールカウンセラー

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、本校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・ いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・ いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

### 第3 いじめの未然防止

生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めること。ホームルーム活動や道徳の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく。

#### 1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

#### 2 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

#### 3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

### 第4 いじめの早期発見

いじめを早期に発見し、適切に対処することが重要で、学校、家庭その他の関係者等が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応していく。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ているので、深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、その他の関係者等からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認していく。また、定期的なアンケート調査を実施したり、生徒のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの発見に努めていく。

#### 1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

#### 2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

#### 3 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の確認を行うための措置等に着手する。

### 第5 いじめへの対処

#### 1 事実の有無の確認を行うための措置等

##### (1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聴きとり調査等により、事実の有無の確認を行うための措置を行う。

##### (2) 本校理事会への報告

調査結果について、本校理事会に報告する。

#### 2 いじめがあったことが確認された事案への措置

##### (1) いじめを受けた生徒への対応

- ・ いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

##### (2) いじめを行った生徒への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒の対する指導

又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

### 3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を、学校に設置する。

(構成)

校長、副校長、教頭、その他の教職員等

(設置期間)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 本校理事会及び静岡県文化・観光部私学振興課への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに本校理事会及び静岡県文化・観光部私学振興課に、その旨を報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて、本校理事会及び静岡県文化・観光部私学振興課と連携し、協力して対応を行う。

### 4 いじめへの対処に係る流れ

静岡県富士見中学校・高等学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙のとおり定める。

## 第6 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、本校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

# 【別紙】 いじめへの対応に係る流れ

